

令和 7 年度かかりつけ医機能研修事業実施要綱

1. 目的

令和 5 年 5 月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）が成立・公布された。同法において、医療法が改正され、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行い、令和 7 年 4 月に施行することとされた。

本制度の施行に向けて、令和 5 年 11 月より「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」等において議論を重ね、令和 6 年 7 月末に報告書を取りまとめたところであり、本報告書において、かかりつけ医機能が発揮されるための基盤整備として、地域で必要となるかかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修の充実のため学びやすい環境や実地研修の場の整備等を進めることが重要であるとされた。また、かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について、令和 6 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 健康安全確保総合研究分野 地域医療基盤開発推進研究「かかりつけ医機能報告のための医師の研修項目の詳細な整理等を行う研究」（研究代表者 長谷川仁志）において、報告対象として該当する研修として望ましい研修項目が整理され、これを踏まえ、「かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について」（令和 7 年 8 月 27 日付け医政総発 0827 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知）（以下「研修通知」という。）において、当該研修における基本的な考え方について通知したところである。

この事業ではこうした経緯を踏まえつつ、複数の慢性疾患や認知症、医療・介護の複合ニーズ等をかかえる高齢者が増加する中で、治し支える医療を実現するため、かかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修を充実させることを目指し、地域で新たに開業し地域医療を担うことを検討している病院勤務医や、既に地域の中小病院や診療所でかかりつけ医機能を担っている医師等が研鑽を積む研修体制の整備等を支援することを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「令和 7 年度 かかりつけ医機能研修事業実施団体公募要領」により採択された医療関係団体とする。

3. 事業内容

（1）かかりつけ医機能を担う医師の養成に関する研修の実施

地域で新たに開業し地域医療を担うことを検討している病院勤務医や、既に地域の中小病院や診療所でかかりつけ医機能を担っている医師等を対象としたかかりつけ医機能を担う医師の養成に関する研修を実施すること。なお、本研修の実施にあたっては、研

修通知を踏まえる必要があること。

また、受講者の募集にあたっては広く全国に周知し、実施主体である医療関係団体に所属する医師以外の参加についても配慮して行うこと。

(2) オンライン研修環境の整備

かかりつけ医機能に関する研修を選択して学びやすくなるよう、オンライン受講のための回線敷設等オンライン研修環境の整備を行うこと。

(3) 研修教材の検討・作成

有識者で構成する委員会において研修教材作成の検討を行い、教材の作成を行うこと。
なお、作成する教材は研修通知を踏まえた内容とすること。